【1ページ目】

「情報アクセシビリティの確保」への意見

静岡県立大学 国際関係学部 教授

内閣府 障害者政策委員会 委員長

国連 障害者権利委員会 前副委員長

全国高等教育障害学生支援協議会 代表理事

石川 准

【２ページ目】

障害はどこにあるか？

(イラスト)車いすに乗った人が段差の前で困っている。

「足？」　「階段？」の吹き出し

【３ページ目】

障害はどこにあるか？

・医学モデルの答え　「足に障害」

・社会モデルの答え　「階段が障壁」　「障壁こそが障害」

【４ページ目】

障害はどこにあるか？　別の例

・目が見えない　本

・医学モデルの答え　「目」に障害

・社会モデルの答え　「本」が障害

・耳がきこえない　電話

・医学モデルの答え　「耳」に障害

・社会モデルの答え　「電話」が障害

【５ページ目】

医学モデルと社会モデルの考え方の違い

・医学モデルから見た健常者は　配慮の要らない人

・障害者は　配慮の要る人

・社会モデルから見た健常者は　（既に）配慮されている人

・障害者は　（未だ）配慮されていない人

【６ページ目】

情報アクセシビリティとは

・アクセシビリティとは、障害者が他の人と同じように、建物、部屋、トイレなどの物理的施設・設備、交通機関、情報通信機器・サービスを利用できること

・情報アクセシビリティとは、障害者が他の人と同じように情報通信機器・サービスを利用できること

・障害者権利条約第九条

・施設及びサービス等の利用の容易さ（Article 9: Accessibility）が効果的なアクセシビリティ施策をとるよう締約国に義務づけている

・ただし　デジタル・ディバイドの解消のことではない

・また、ウェブサイトの音声読み上げ対応のことだけをいうのではない

【７ページ目】

情報アクセシビリティ・代表的なもの

・ウェブサイト・ウェブアプリ

・PCアプリ・モバイルアプリ

・電子書籍・電子教科書・電子文書

・テレビ・映画

【８ページ目】

法制度１　・ウェブサイト・ウェブアプリ・（日本）

・ウェブサイトとウェブアプリケーションのアクセシビリティを進める法制度は未整備

・指針は部分的にある

・みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年）

・地方自治体ウェブサイトのアクセシビリティ対応に関する総務省の指針

・中央省庁のウェブサイトのアクセシビリティは各省庁がウェブアクセシビリティ方針を示して取り組むことになっている

・民間のウェブサイトのアクセシビリティを進める法制度はない

【９ページ目】

法制度１　・ウェブサイト・ウェブアプリ・（アメリカ）

・障害を持つアメリカ人法・（ADA）・（1990年）

・リハビリテーション法508条・（1998年）

・航空アクセス法・（2013年改正）

・ADAが、オンラインでのみ事業展開しているビデオコンテンツに適用されると解釈された裁判例がある。（Netflix）この事例では、2012年に法的拘束力のある同意判決を受けいれ、過去の動画にも遡及して100％字幕を付与することになった。

【10ページ目】

法制度２　・PCアプリ・モバイルアプリ・（日本）

・PCアプリやモバイルアプリのアクセシビリティを進める法制度は未整備

・PCアプリの例

・オフィスアプリ、ウェブブラウザ、会議アプリ、コラボレーションアプリ、グループウェア、業務システム

・モバイルアプリの例

・電子マネー決済、ネットバンキング、チケット購入、タクシー配車、ショッピングアプリ

【11ページ目】

法制度２　・PCアプリ・モバイルアプリ・（アメリカ）

・障害を持つアメリカ人法ADA・（1990年）

・リハビリテーション法508条・（1998年）

・21 世紀の通信と映像アクセシビリティ法・（2010年）

【12ページ目】

法制度３　・電子書籍、電子教科書、電子文書・（日本）

・マラケシュ条約（2018年批准）

・教科書バリアフリー法（2008年）

・読書バリアフリー法（2019年）

・教科書バリアフリー法に基づき、マルチメディアデイジー教科書がディスレクシアの児童、生徒に提供されている

・読書バリアフリー法は、国は、アクセシブルな電子書籍の販売が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格の普及の促進等の施策をとるものとすると規定している

【13ページ目】

法制度３　・電子書籍、電子教科書、電子文書・（アメリカ）

・障害を持つアメリカ人法ADA・（1990年）

・リハビリテーション法508条・（1998年）

・障害のある個人のための教育法・（2004年改正）

・2010年に司法省と教育省が連名で米国の全大学の学長宛に通知。
最新のICT機器やICT技術を導入する際は、障害学生の授業を受ける権利を侵害しないように留意しなければ、ADAやリハビリテーション法508条に違反することになる。

【14ページ目】

障害者差別解消法

・平成25年（2013年）制定

・差別とは

・不当な差別的取り扱いをすること

・合理的配慮を提供しないこと

【15ページ目】

障害者差別解消法の改正

・令和3年（2021年）改正

・民間事業者も合理的配慮を提供することが義務となった

【16ページ目】

ウェブサイトとモバイルアプリも店舗

・ウェブサイトとモバイルアプリも事業者と客の間のインターフェースでありオンラインの店舗　であるから　差別解消法の対象となる

・アメリカでは、ウェブサイトもADAの対象となるという司法省の解釈が1990年代半ばから今日まで度々示されてきた

・画像PDFやキャプションのない動画が情報へのアクセスの妨げとなっている場合は、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮としてWordファイルやExcelファイル、キャプションの付いた動画の提供を求めることができる

【17ページ目】

出版社に求められる合理的配慮

・印刷物の読みに障害のある人が、Kindle版などのアクセシブルな電子書籍として出版されていない紙版の本を購入し、出版社に電子データの提供を求めるのは合理的配慮を求めることに当たる

・ファイル形式はWord、プレーンテキスト、HTML、EPUB、いずれも適切といえる

・構造情報が適切に付与されたファイル形式がより望ましい

【18ページ目】

情報アクセシビリティ法が必要

・環境整備と合理的配慮は車の両輪

・交通や建物の環境整備は　移動円滑化法

・合理的配慮は　差別解消法

・情報の環境整備は　※情報アクセシビリティ法

・合理的配慮は　差別解消法

【19ページ目】

情報アクセシビリティ法の制定に際しては、以下の３つの要素を含める必要がある。

１．ICT機器・サービスの大型公共調達においては、当該機器サービスのアクセシビリティ規格準拠を要件とする規定を設ける。

２．ICT機器の開発、ICTサービスの提供に際して、事業者はアクセシビリティ規格に準拠するとともに、アクセシビリティ機能の実装状況をACR　(VPAT)で公表することに努めるとの規定を設ける。

３．アクセシビリティ規格は、ISO等の国際規格、米国やEUのアクセシビリティ規格と整合性を確保することが必要。

【20ページ目】

教育分野の公共調達ではアクセシビリティを要件に

・GIGAスクール構想とは

・多様な子どもたちを誰一人取り残すことのなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

・それなら、電子教科書と端末の公共調達では、アクセシビリティ機能が基準に達していることを選定の要件に加えるべき

【21ページ目】

電子資料はEPUB形式で

・EPUBアクセシビリティ1.0がISO規格となっている

・現在JIS化作業が進められている

・報告書、指針等の政府文書、自治体広報等、EPUBアクセシビリティに準拠したEPUB形式での公的文書の公開、提供を確保することが必要

【22ページ目】

Amazon Kindle

・リフロー型Amazon Kindle電子書籍はアクセシブル

・Kindle FireにはVoice Viewなどのアクセシビリティ機能が組み込まれている

・iOSやAndroidではモバイル機器に組み込まれたVoice OverやTalk Backなどのアクセシビリティ機能とKindleアプリの連携によりアクセシビリティ機能を提供している

【23ページ目】

Amazon Kindleのアクセシビリティ機能の課題

・ナビゲーション機能が弱い

・ルビ非対応

・固定レイアウトの書籍はアクセシブルでない

【24ページ目】

まとめ

・情報アクセシビリティとは、障害者が他の人と同じようにICT機器・サービスを利用できること。

・我が国には、情報分野の環境の整備について包括的に規定する法律がないため、「情報アクセシビリティ法」制定が求められる。

・公共調達においてはアクセシビリティ機能が基準に達していることを要件にすべき。